

皇位の継承に関する儀式・祭祀と改元の概要

(モラロジ―研究所ミカド文庫長) 所 功

〔1〕「即位」と「踐祚」は本来同義

約千三百年前の『養老令』公式令の注釈書Ⅱ『令義解』に「天皇の即位、それを踐祚といふ。」とある。「即位」は「位に即くこと」、「踐祚」は「祚(もと祚Ⅱ阼階、天子が祭祀のため登る階段)を踐むこと」。

〔2〕「踐祚」と「即位」の分離時期

明治の『皇室典範義解』第二章「踐祚即位」では、「天智天皇、重きを承けて(母帝斉明天皇の崩御による)、仍ち皇太子と称へ、七年の後に即位の礼を行ひたまへり。是れ踐祚と即位、両様の区別を為したるの初めなり」とする。しかし、これは「称制」(先帝の崩御後も即位せずに政務を執ること)から七年後に踐祚Ⅱ即位された例である。

今日の学界では、桓武天皇が天応元年(七八一)の四月三日、光仁天皇から讓位の宣命を承け(踐祚)、同十日に即位の宣命で即位されたことを初例とみている。

〔3〕踐祚式で授受される器物の変遷

大宝・養老の「神祇令」では、「およそ踐祚の日、中臣が天神の寿詞を奏し、忌部が神璽の鏡剣を上る」と定めている。当時(飛鳥・奈良時代)は、踐祚式が神祇官の掌る祭典とされており、新帝の前で忌部(Ⅱ齋部)氏が「神璽」(天神から授けられたしるし)の神鏡と宝剣を奉ることになっていたのである。

しかし、桓武天皇帝のころから、「天神の寿詞」を奏することは、大嘗祭の翌日Ⅱ辰日に移され、また神鏡は特別に内侍(ないし・女官)の奉仕する「賢所」(かしこころ)へ奉祀されて移動しないことになった。その結果、踐祚式には宝剣と「璽」(勾玉・まがたま)などが新帝に奉られることになっている。

この「劍璽」は、御鏡と同様、皇位と一体の神器として格別に扱われる。移動(劍璽を主語として渡御という)の時は、筵道(筵を敷き巻く道)を進み、清涼殿内の「夜御殿」(御寝所)へ安置されてきた。それが戦後は『皇室経済法』により「皇位と共に伝わるべき由緒ある物」に含められた。従って、法的には神器でなく宝器となっている。

〔4〕「劍・璽」と「天皇御璽」「大日本国璽」

昭和六十四年(一九八九)一月七日午前十時から行われた「劍璽等承継の儀」は、来年五月一日にも同じく「国の儀式」(新天皇の国事行為)として行われる。

この「劍璽等」の等とは、前述の「劍と璽」だけでなく、天皇が国事行為などに公用

される二つの金印(共に9 cm角)も含まれる。その一つは、詔書・勅書・法律・条約の交布文および認証官の官記・辞令や位記等に押される「天皇御璽」である。もう一つは、条約の批准書、大使・公使の信任状・解任状および叙勲の勲記に押印される「大日本国璽」である。共に宮内庁侍従局の内記係で保管されている。

この「璽」という字は「爾」(美しい形)と「玉」から成り、中国では玉製の御印をさす。日本では王権・皇位のシルシとして、記紀神話にみえる「八坂瓊(やさかに)の曲玉(勾玉)」を主にさす。その玉は硬い翡翠(ヒスイ)製といわれるが、公印の御璽・国璽は、明治の初め、銅製から金製に改められて今に至る。

〔5〕「踐祚(即位)式」と「踐祚後朝見の儀」

明治二十二年(一八八九)の『皇室典範』と同四十二年(一九〇九)の「登極令」により定められた近代的な「踐祚の式」は、皇位継承直後すみやかに皇居で行われる。小規模ながら実質的な即位式である。

その「踐祚式」は、㉞「賢所の儀」「皇霊殿・神殿の儀」と、㉟「剣璽渡御の儀」と㊱「踐祚後朝見の儀」から成る。このうち、㉞は服喪中のため、掌典長の代拝となるが、㉟には天皇が「御通常礼装」(洋式)で出御され、「皇太子・親王・王」(成年男性皇族)などが供奉する。

それに対して㊲の「朝見の儀」には、天皇が「正装」(洋式)で、皇后も「御中礼服」(ロープデコルテ)を召し揃って出御され、男女成年皇族などが供奉する。その際、天皇は「勅語」を読みあげられ、内閣総理大臣が御前で「奉対」(奉答)する。

なお「朝見」とは、皇族や臣下が参内して天皇に拝謁することをいう。

〔6〕「即位礼」と「大嘗祭」

明治の『皇室典範』では「即位の礼及び大嘗祭は、京都に於て之を行ふ」と定められ、また「登極令」で両方とも「秋冬の間に」「即位の礼を訖りたる後続て之(大嘗祭)を行ふ」、さらに「大饗を賜ふ」と決められ、それが大正・昭和の二度実施されている。

この「即位礼」は、事前に㊳宮中三殿で「期日奉告の儀」、㊴伊勢神宮と神武天皇陵および前帝四代山陵に「勅使発遣の儀」と「奉幣の儀」、㊵「京都行幸の儀」があり、ついで当日、京都御所で㊶「賢所大前の儀」、㊷「紫宸殿の儀」および「即位一日、賢所御神楽の儀」などがある。

また「大嘗祭」は、事前に㊸悠紀・主基の「斎田点定の儀」、㊹「斎田拔穂の儀」があり、ついで㊺「前一日、鎮魂の儀」、㊻「当日、賢所大御饗供進の儀」、㊼「大嘗宮の儀」(「悠紀殿供饗の儀」と「主基殿供饗の儀」)がある。さらに即位礼と大嘗祭の後に、続いて㊽「大饗第一日の儀」、㊾「大饗第二日の儀」、㊿「大饗夜宴の儀」がある。

このうち、㊿や㊽および大饗後の神宮・山陵への親謁(参拝)は新儀である。ただ、㊽に相当するのは、即位礼に先立ち神祇官の中臣氏が勅使として伊勢の神宮へ遣わされ

て「由（よし）の奉幣」を行い、その前後に主要な陵墓へ奉幣の勅使が遣わされている。また大嘗祭に先立つ最初の④は、「登極令」の附式に、神殿で「斎田点定の儀あり」としか書かれていないが、大正・昭和にも平成にも古式の「亀卜」（きぼく）が行われている。

さらに「大饗」は、古代から十一月卯日の大嘗祭に続いて、辰・巳・午の三日間行われた「節会」（せちえ）に相当する。そこで奏された歌舞を受け継いで、近現代の大饗でも、第一日の儀には久米舞・風俗舞・五節舞など、第二日の儀には管弦楽、三日目の夜宴の儀では万歳楽・太平楽が奏されている。

しかも、平成大礼では「即位礼正殿の儀」の後、「祝賀御列の儀」（パレード）があり、その夜から四日間で七回「饗宴の儀」が行われ、さらに大嘗祭の翌日から三回「大饗の儀」が行われている。

〔7〕「即位礼」と「大嘗祭」の意義

皇位の継承は、前帝の崩御か讓位と同時に皇嗣が新帝になられる、というのが法的観念である。特に戦後の『皇室典範』では、「天皇崩ずるときは皇嗣が直ちに即位する」と定められているから、いわば自動的に継承されることになる。

しかし、それが当事者に自覚され、また関係者や一般国民に認識されるには、具体的な儀典を行う必要がある。それは時代により多少変化してきたが、基本的には前述のとおり継承後の小規模な践祚式と、暫く後の大規模な即位礼と大嘗祭である。

このうち、即位礼（国の儀式）の中心は、新帝が「高御座」に登壇して即位を披露されることにある。また大嘗祭（皇室の公的祭祀）は、特定の斎田から收穫された米と粟による神饌を新帝が神々に供進されて自ら共食の直会（なおらい）をされ、「皇御孫命」（すめみまのみこと）としての靈威を継承されることになるとみられる。

なお、「即位礼」「大嘗祭」に皇后も参列されるようになったのは昭和大礼からである。

〔8〕一世一元の年号改元

年号（元号）は、「明治」改元（一八六八）の際「二世一元（二代一号）」となり、戦後（昭和五十四年）の「元号法」でも「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めると決められている。

ただ、戦前までは天皇の「勅定」を原則としてきたが、「元号法」では「元号は（政府が）政令により定める」ことになっている。しかも、前回は昭和天皇の崩御直後に決定公表されたが、今回は今上陛下の御在位中（おそらく今年末まで）に内定案が提示され、来年五月一日、新天皇の践祚当日に正式決定し施行されることになろう。

〈参考文献〉所と高橋紘の共著『皇位継承・増補改訂版』、所と久禮且雄・吉野健一の共著

『元号―年号から読み解く日本史―』（共に文春新書、平成三十年三月刊）など。